

花巻市部活動等の在り方に関する方針 (改定版)

令和5年9月

花巻市

花巻市教育委員会

本ガイドラインについては、地域の実情や各学校の取り組み状況などを踏まえるとともに、国（文部科学省、スポーツ庁、文化庁等）や岩手県の動向等も注視しながら、適宜、必要に応じた見直しを行うものとします。

目 次

本ガイドライン策定の趣旨等	3
I 学校部活動	4
1 適切な運営のための体制整備	4
(1) 学校部活動に関する方針の策定等	4
(2) 指導・運営に係る体制の構築	4
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	6
3 適切な休養日等の設定	7
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	7
5 学校部活動の地域連携	8
II 新たな地域クラブ活動	10
1 新たな地域クラブ活動の在り方	10
2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	11
(1) 参加者	11
(2) 運営団体・実施主体	11
① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実	11
② 関係者間の連携体制の構築等	11
(3) 指導者	12
① 指導者の質の保障	12
② 適切な指導の実施	13
③ 指導者の量の確保	13
④ 教師等の兼職兼業	13
(4) 活動内容	14
(5) 適切な休養日等の設定	14
(6) 活動場所	15
(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	15
(8) 保険の加入	15
3 学校との連携等	15
III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備	17
1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法	17
(1) 休日の活動の在り方等の検討	17
(2) 検討体制の整備	17
(3) 段階的な体制の整備	18
2 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進	18
3 総合的・計画的な取組	18
IV 大会等の在り方の見直し	19
1 生徒の大会等の参加機会の確保	19
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	19
(1) 大会等への参加の引率	19
(2) 大会運営への従事	19
3 生徒の安全確保	20
4 大会等の在り方	20

本ガイドライン策定の趣旨等

- 本方針は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁、文化庁。以下「ガイドライン」という。）、「岩手県における部活動の在り方に関する方針」（岩手県教育委員会、令和元年8月改定。以下「県の方針」という。）及び「いわての中学生のスポーツ・文化活動のこれから（提言）」（令和3年3月岩手県中学生スポーツ・文化活動に係る研究有識者会議。以下「県の提言」という。）に則り、本市の実情を踏まえ策定するものである。
- 学校教育の一環として、生徒の自主的・自発的な参加により行われる学校部活動は、スポーツや文化芸術等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、その教育的意義が高いことも指摘されている。
- しかしながら、生徒数の減少等により、従前と同様の体制で学校部活動を運営することは難しくなっており、学校によっては存続が厳しい状況にある。また、学校の働き方改革が進む中、専門性や意思に関わらず教師が部活動顧問を務める指導体制を改め、教職員の勤務負担軽減を推進することが求められている。
- 生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校、保護者、地域、関係機関及び関係団体等が連携・協働しながら、持続可能な活動環境を整備する必要がある。このことについて、ガイドライン及び県の方針、提言において、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るための具体的な方策等として、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行が示された。
- 本市においては、生徒の多様な学びの場である部活動の教育的意義を認識しつつ、今後においても生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、本方針をもって、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するための必要な対応等について示すものである。
- 特に次の点を踏まえ、学校部活動の地域連携及び新たな地域クラブ活動への移行を推進していくこととするものである。
 - ・ 生徒の自主的で多様な学びの場である学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、留意すること。
 - ・ 大会で勝つことやコンクール等の上位入賞のみを重視し過重な練習を強いることがないよう、生徒の健康面やスポーツ医・科学の観点を踏まえた指導を行うとともに、体罰や生徒の人格を傷付ける言動等の根絶を図ること。
- 市は、本方針に基づく各学校や地域での取組状況を把握し、関係者の協力を得ながら、課題解決に向けた支援を行う。

I 学校部活動

学校部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、以下に示す内容を徹底する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

ア 市は、ガイドライン及び県の方針に則り、「花巻市部活動等の在り方に関する方針」（以下「市の方針」という。）を策定する。

市の方針は、中学校段階における学校部活動を対象として、本市の実情を踏まえて策定するものとする。

イ 校長は、市の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」（以下「学校の方針」という。）を策定するとともに、学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者に情報提供する。

エ 市は、前記イ、ウに関し、各学校において部活動の活動方針・活動計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

オ 地域クラブ活動のうち、学校部活動と同じメンバーにより行われる活動（いわゆる父母会練習やスポーツ少年団活動等を含む。）については、市及び学校の方針を踏まえた活動となるよう、校長及び部活動顧問は運営団体・実施主体との連携を図る。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の健康や安全の確保、教職員の勤務負担軽減等の観点から、複数顧問の配置や臨時特設部の在り方等について検討し、適正な数の部を設置する。

なお、設置に当たっては、生徒のニーズや今後の生徒数の推移等を踏まえ、生徒、保護者や地域の関係者等との合意形成を図りながら、将来を見据えた取組を推進する。

イ 校長は、教職員を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や、本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が健康で安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教職員の負担が過度とにならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導及び是正を行う。

エ 市は、各学校の生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態、学校の要望等を踏まえ、部活動指導員を任用し、学校に配置する。また、教職員ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。なお、配置に当たっては、以下の点について、任用前及び任用後、定期的に研修を行う。

- ・学校教育について理解し、適切な指導を行うこと。
- ・学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと。
- ・体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと。
- ・服務（校長の監督を受けることや生徒・保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること。

オ 校長は、専門的な技術を指導できる部活動顧問や部活動指導員を確保することが困難な場合や、他の校務により部活動顧問が十分に指導できない場合、施設や部員数の都合で複数の指導者が必要な場合など、生徒が充実した指導を受けることができるよう、また、教員の負担軽減のためにも、以下の点を確認した上で外部コーチを配置する。

- ・保護者等の理解を得た者で、校長が認めるものであること。（任期は1年間未満とし、次年の委嘱をする際は、見直しを含め検討すること。）
- ・市及び学校の方針に沿って指導を行うこと。
- ・部活動顧問と連携を図り、指導方針や活動計画、活動時間を守って指導すること。
- ・児童生徒理解に基づく指導や安全の確保、事故防止など、学校教職員と同様の対応をすること。
- ・児童生徒の個人情報の遵守に配慮すること。
- ・体罰、暴言など、生徒の人格を傷つけるような指導は絶対に行わないこと。（体罰・暴言が確認された場合、委嘱を取り消すことがある。）

カ 校長は、学校部活動の指導方針（ねらい・指導体制・休養日や活動時間の設定等）について、教職員、部活動指導員、保護者、外部コーチ等が共通理解を図る機会（学校部活動連絡会等）を設定する。

キ 市は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び技能の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

ク 市及び校長は、教職員の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部コーチは、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障がい・外傷の予防や文化部活動中の障がい・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。市は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、以下の点に留意して適切な指導を工夫して行う。

- ・生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うこと。
- ・生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行うこと。
- ・専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

ウ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部コーチは、スポーツ医・科学の見地を踏まえ、以下の点に留意して適切な指導を工夫して行う。

- ・トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること。
- ・過度の練習がスポーツ障がい・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。
- ・分野の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を工夫して行うこと。

エ 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部コーチは、以下の点に留意して適切な指導を工夫して行う。

- ・生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること。
- ・過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。
- ・分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

オ 市は、各学校において、前記アからエまでに基づく指導を行うことができるようにするために、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引の活用推進及び指導資料の作成等、必要な支援を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下のとおりできるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

花巻市の部活動休養日及び活動時間の基準

【中学校】

- 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

- ・文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様とする。
- ・学校部活動と同じメンバーにより行われる地域クラブ活動等（父母会練習やスポーツ少年団活動等を含む。）が行われる場合は、学校部活動と合わせて基準（休養日・活動時間）を超えない活動とする。
- ・長期休業中は、学期中に準じた扱いとする。
- ・生徒が多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・部活動休養日に大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替える。
- ・学校の休業日に大会参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、他の日の活動時間を調整する。

イ 校長は、1（1）に掲げる学校の方針の策定に当たっては、前記アの基準に則り、部活動休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 市及び校長は、定期試験前後の一定期間（例えば、一週間）等、各部共通、学校全体、市共通の学校部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安、参加する大会数の上限の目安等、地域や学校の実態を踏まえた設定について検討を行う。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導體制等に応じて、性別や障がいの有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境の整備について検討を行う。

具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした

活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等が考えられる。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障がいの有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

イ 市及び校長は、生徒数減少等の地域の実情を踏まえ、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教師もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないよう、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を、保護者の理解と協力を得ながら推進する。

なお、複数校合同チーム及び団体の参加資格等の見直しが行われるよう、必要に応じて、関係団体等との連携を図る。

ウ 校長は、運動、歌唱、演奏、絵画制作などが苦手な生徒や障がいのある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

エ 市及び校長は、生徒の多様な学びの場であり教育的意義を有する学校部活動への参加を推奨する。しかしながら、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

5 学校部活動の地域連携

ア 市及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体、総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ少年団等との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、「地域子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を推進する。その際、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が、それぞれの現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設ける。

イ 市及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、小学校、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、児童生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

ウ 市及び校長は、部活動指導員や外部コーチの配置や、部活動顧問等に対する研修等、スポーツ・文化芸術活動の指導者の質の向上に関する取組について、関係機関及び関係団体等との協力体制の充実に努める。

エ 市及び校長は、地域で実施されている種目や分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できることから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

オ 市及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

これを踏まえ、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えに行くという視点も有しつつ、新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について示し、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから取組を進めていくこととする。

1 新たな地域クラブ活動の在り方

ア 市は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境の整備を推進する。

イ 地域クラブ活動を行う環境の整備は、各地域クラブ活動を統括する運営団体や、個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体が進めることが考えられる。このような運営団体・実施主体等の整備、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組み、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。

ウ 市は、新たな地域クラブ活動を整備するに当たり、中学校の生徒だけではなく、他の世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境を整備することにより、地域全体としてより幅広いニーズに応えていくこと、生涯を通じた運動習慣作りや文化芸術等の愛好が促進すること、行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携や、指導者等の活用の充実を図ること等について検討する。

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加者

従来为学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動、歌唱、演奏、絵画制作などが苦手な生徒、障がいのある生徒など、希望する全ての生徒を想定する。

(2) 運営団体・実施主体

① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

【地域スポーツ団体等】

ア 市は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、体育協会、競技団体、クラブチーム、保護者会、民間事業者、大学など多様なものを想定する。

イ 市及びスポーツ団体等は、『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>(注)』を運営団体・実施主体等に対して広く周知・徹底する。また、運営団体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』に準拠した運営を行うことが求められる。

(注) 日本スポーツ協会(JSP0)がスポーツ団体の中に対して適切な組織運営を行う上での原則・規範を示したもの

【地域文化芸術団体等】

市は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、文化芸術団体等に加え、保護者会、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。

② 関係者間の連携体制の構築等

ア 市は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる花巻市部活動等の在り方検討会議(以下「検討会議」という。)などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会の日程等)及び毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を策定し、公表する。その際、検討会議等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

(3) 指導者

① 指導者の質の保障

【地域スポーツクラブ活動】

ア 市は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。

また、スポーツ団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。

ウ スポーツ団体等は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、J S P O等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。市が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。

【地域文化クラブ活動】

ア 市は、生徒にとってふさわしい文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。また、文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 文化芸術団体等は、指導者の質を保障するための研修等実施の際、これまでの文化部活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意する。特に、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。また、指導者に当該行為が見られた場合への公平・公正な対処について、自ら設ける相談窓口の設置及びその周知や、市が相談を受け付け、各団体等と連携しながら対応する仕組みの検討等を進める。さらには、文化芸術活動で留意する必要がある著作権について研修等を行い、地域における文化芸術活動の中で指導者の理解を深める。

② 適切な指導の実施

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、I 2アからエまでに準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。市は、適宜、指導助言を行う。

イ 指導者は、I 2アからエまでに準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、I 2オの指導手引を活用して、指導を行う。

③ 指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。

イ 市は、スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備するなど、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。人材バンクの整備に当たっては、県との連携にも留意する。

ウ 市及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じICTを活用した遠隔指導ができる体制を整える。

④ 教師等の兼職兼業

ア 市は、国が示す手引き等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。

イ 市が兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

ウ 地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教師等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教師等の服務監督を行う市及び地域のスポーツ・文化芸術団体等は連携

して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

(4) 活動内容

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにする。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する。

(5) 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「I 学校部活動」に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、2(2)②のとおり、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

ア 学校の学期中は、週当たり2日以上(平日1日以上、週末1日以上)の休養日を設ける。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。

イ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

ウ 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

エ 定期試験前後の一定期間（例えば、一週間）等、各部共通、学校全体、市共通の学校部活動休養日が設けられている場合や、地域や学校の実態を踏まえた週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安、参加する大会数の上限の目安等が設けられている場合は、学校部活動に準じた扱いを行う。

（６）活動場所

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校や、廃校施設も活用する。

イ 市は、地域クラブ活動を行おうとする民間事業者等について、「花巻市立学校施設の使用に関する規則」第３条の（４）の規定（営利を目的とした学校施設の利用を許可しないこと。）を適用せず、学校施設の利用を可能とする。

ウ 市は、地域クラブ活動を行う団体等に対して、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、保護者等の負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。

（７）会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

イ 市は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額にするなど、保護者等の負担を軽減しやすい環境づくりを行う。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

（８）保険の加入

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

３ 学校との連携等

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。

学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との

豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

イ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、2(2)②で述べた検討会議等の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師の知見も活用する。

ウ 市は、地域クラブ活動が前記2に示した内容に沿って適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。

エ 市及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行といった新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるに当たっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要があり、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから取組を進めていくこととする。

地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化に資するよう、その進め方や検討体制、スケジュール等について示す。

1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

(1) 休日の活動の在り方等の検討

ア 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

イ 平日における環境整備については、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日における取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する。

ウ 地域の実情等によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日から先に取り組むこともあり得るため、どのような進め方が当該地域の実情等に照らしてふさわしいかについては、各地域における関係者間で丁寧に調整をした上で方針を決定する。

(2) 検討体制の整備

ア 市は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる検討会議等を設置し、アンケートなどを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討し、実行する。また、検討会議等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開する。

イ 市は、今後は地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、学校の設置・管理運営を担う担当部署との緊密な連携・協力に基づき、地域スポーツ・文化振興担当部署や生涯学習・社会教育担当部署が中心となって取り組むことが考えられる。その際、健康増進や社会福祉・医療、まちづくりの担当部署等の他、地域スポーツ・文化コミッションや地域おこし協力隊等との連携も必要に応じて検討する。また、地域部活動コーディネーターが市のスポーツ団体等との連絡調整を担うこととする。

ウ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、市の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

(3) 段階的な体制の整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、例えば、以下のような体制の整備を段階的に進めることを検討する。

総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、民間事業者、大学や、地域の体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体など多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設等を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制。

※ なお、直ちに前記のような体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、市や学校が、地域の協力を得て、部活動指導員や外部コーチを適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えられる。

2 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

ア 休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、国が、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けていることから、市においては、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行っていくため、後記3の基本計画の策定等により、地域や学校の実態に即して休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める。

イ 市は、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた取組の進捗状況等を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。

3 総合的・計画的な取組

市は、前記2を踏まえた基本計画の策定等により、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

IV 大会等の在り方の見直し

新たな地域クラブ活動を実施するに当たっては、活動の成果発表の場である大会やコンクール等において、学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じて、持続可能な運営がされることが必要である。ここでは、地域クラブ活動の実施に伴いあるべき大会等の在り方について示す。

1 生徒の大会等の参加機会の確保

ア ガイドラインでは、中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者に対し、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、全国大会、都道府県大会、地区大会及び市区町村大会において見直しを行うよう求めている。

例えば、既に日本中体連においては、令和5年度から地域のスポーツ団体等の活動に参加する中学生の全国中学校体育大会への参加を承認することを決定しているところ、その参加資格の拡大を着実に実施することとしている。

市は、県中学校体育連盟及び市中学校体育連盟（以下「中体連」という。）が主催する大会においても同様の見直しが図られるよう要請するとともに、必要な協力や支援を行う。

イ 市は、中体連以外の大会等の主催者に対し、移行期において学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、複数校合同チームの取扱いも含め、参加登録の在り方の見直しが図られるよう要請するとともに、必要な協力や支援を行う。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

【学校部活動】

市は、大会等の主催者に対し、学校部活動における大会等の引率は原則として部活動指導員が単独で担うことや、外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教師が引率しない体制を整える旨を、大会等の規定として整備し、運用するよう要請するとともに、必要な協力や支援を行う。

【地域クラブ活動】

地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととする。

(2) 大会運営への従事

ア 市や校長は、大会運営に従事する教師等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。

イ 市や校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教師等を含め、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。

3 生徒の安全確保

市は、生徒の健康と安全を守るため、大会等の主催者に対し、以下の点に留意して運営するよう要請するとともに、必要な協力や支援を行う。

- ・大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には夏の時期を避けること。
- ・夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値を示すこと。
- ・天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応すること。

4 大会等の在り方

ア 市は、大会等の主催者に対し、以下の点に留意して運営するよう要請するとともに、必要な協力や支援を行う。

- ・発育・発達期にある生徒にとっての大会の意義を、ガイドラインの趣旨を踏まえて改めて検討し、意義が認められる場合にはそれを踏まえて、生徒にとってふさわしい大会の在り方や、適切な大会等の運営体制等に見直す。
- ・大会の開催回数について、生徒や保護者等の心身の負担が過重にならないようにするとともに、学校生活との適切な両立を前提として、種目・部門・分野ごとに適正な回数に精選する。
- ・スポーツ・文化芸術に親しむことや生徒間の交流を主目的とした大会や、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会などの多様な大会を開催すること。その際、誰もが参加機会を得られるよう、リーグ戦の導入や、能力別にリーグを分けるなどの工夫をすること。
- ・大会等の開催と併せて生徒等向けの体験会を実施するなど、自分なりのペースでスポーツ・文化芸術に親してみたい生徒や、複数の運動種目等を経験したい生徒のニーズに対応した機会を設けること。

イ 市及び中体連は、前記Ⅱ 2（2）②の検討会議等の場を活用し、中学校の生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、中学校の生徒が参加する大会数の上限の目安等について検討する。

ウ 校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、市及び中体連が定める前記の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。